

## 第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会運営要領

### (目 的)

第1条 本要領は、第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会（以下、「懇談会」とする）設置要綱第8条の規定に基づき、懇談会の運営等に関し、必要な事項を定める。

### (会議の非公開)

第2条 懇談会設置要綱第5条第6項の規定に基づき懇話会を非公開とする場合は、座長による非公開の決定の前に、各構成員に対して事務局が非公開理由等を説明した上で、各構成員が非公開に関し意見を述べる機会を設けるものとする。

### (傍 聴)

第3条 懇談会の傍聴を希望する者は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴希望者が多数である時は、人数を制限することができる。その場合、事務局は、傍聴を希望する者のうちから抽選によって傍聴者を決定する。

3 座長は、傍聴者が指示に従わず、懇話会の秩序を乱すなどの行為をしたときは、退場を命じることができる。

### (会 議 録)

第4条 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 懇談会の日程及び場所
- (2) 構成員の出席状況及び出席した事務局職員の役職名
- (3) 懇談会の内容
- (4) その他懇談会が必要と認めた事項

### 附 則

1 この要領は、令和4年7月11日から施行する。

2 この要領は、第5次西宮市総合計画後期基本計画策定に係る学識経験者懇談会設置要綱第6条に定める期間を経過した時にその効力を失うものとする。